

○鹿児島工業高等専門学校謝金取扱要領

平成21年 4月 1日
校 長 裁 定

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校における謝金の支給について必要な事項は、独立行政法人国立高等専門学校機構謝金取扱要領（以下「機構謝金取扱要領」という。）及びこの要領に定めるところによる。

(謝金の支給単価)

第2条 機構謝金取扱要領第7条ただし書きの規定により、機構単価表に定めのない支給単価については、別表「鹿児島工業高等専門学校謝金基準単価表」に掲げる額とする。
2 特別な事由により前項により難しい場合には、その都度、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、復興特別所得税に係る源泉徴収については平成25年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月13日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

鹿児島工業高等専門学校謝金基準単価表

区 分		単位	金額(円)	源泉徴収	消費税区分	備 考
職場巡視等謝金		時間	10,000	月額表乙欄	不課税	産業医による職場巡視の実施および指導, 安全衛生委員会の出席等
健康診断謝金		時間	15,000	—	課税	医師・歯科医師による学生の健康診断
課外活動指導等謝金		時間	1,369	10.21%	課税	外部指導者による課外活動指導等
教育・研究・事務補助謝金	下記以外の者	時間	1,441	月額表甲欄(給与所得者の扶養控除等申告書を提出しない者は乙欄)	不課税	留学生指導助言謝金含む
	高専専攻科学生(同学齢の者を含む)		1,118			
	高専学科学生(同学齢の者を含む)		1,046			
九州沖縄地区高専体育大会審判員謝金		日	4,000	—	課税	九州沖縄地区高等専門学校体育大会の審判
九州沖縄地区高専体育大会審判補助員謝金		日	1,000	—	課税	九州沖縄地区高等専門学校体育大会の審判補助
九州沖縄地区高専体育大会専属医師謝金		日	15,000	—	課税	九州沖縄地区高等専門学校体育大会の緊急時対応及び指導・助言
九州沖縄地区高専体育大会看護師謝金		日	8,000	—	課税	九州沖縄地区高等専門学校体育大会の緊急時対応及び指導・助言